

## 特定医療費(指定難病)受給者証における保険情報等及び適用区分表示の廃止について(連絡)

日頃から本市の福祉、保険行政にご理解ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、本市が発行している特定医療費(指定難病)受給者証(以下「受給者証」といいます。)は、厚生労働省からの通知を受け令和8年3月1日以降、受給者証の記載内容が一部変更となります。変更に伴い医療機関等での事務の取扱いが変わりますので、ご連絡をいたします。

この度の変更につきまして、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

### 1 受給者証の表示内容変更

「保険者名称」、「保険証 記号・番号」、「適用区分」について表記が廃止となります。当面の間は右イメージ図の受給者証となります。

患者様がお持ちの受給者証は3月以降に発行する受給者証に順次反映させて交付します。当面の間、医療機関等にて取り扱う受給者証は保険情報が記載されている受給者証と保険情報の記載が無い受給者証の2種類が存在する形となります。

保険情報等の情報が記入されている従前の様式の受給者証も、有効期間内は継続して使用できます。従前の様式の受給者証をお持ちの方で、最新の保険情報と異なる保険情報の記載がされている場合でも、現物給付が可能です。

※現物給付の取扱いの詳細は、下記2及び3をご確認ください。

受給者証のイメージ

横浜市 特定医療費(指定難病)受給者証			
公費負担者番号			
受給者番号			
患者	氏名		
	生年月日		
	住所		
	保険者名称	厚生労働省事務連絡に基づき、 保険情報の記載を廃止しました。	
保険証 記号・番号		適用区分 注意事項※1	
有効期間 注意事項※2			
疾病名			
自己負担 上限月額	円	階層区分	

### 2 現物給付での適用区分の取扱い(周知用リーフレット参照)

受給者証の適用区分の記載有無に関わらず、令和8年3月以降は以下のとおりの取扱いをお願いします。

- (1) 高額療養費の適用区分(所得区分)については、オンライン資格確認又は「限度額適用認定証」にて確認した区分をレセプトの特記事項の欄に記載します。
- (2) オンライン資格確認又は「限度額適用認定証」による高額療養費の区分が確認できない場合の適用区分は、別紙1の「所得区分を確認できない場合」の表をご確認ください。

